

ASEAN-OSHNET 第 15 回理事会及びシンガポール WSH 大会の概要

第 1 ASEAN-OSHNET 第 15 回理事会

1 日時及び場所

平成 26 年 5 月 5 日（月）及び 6 日（火） シンガポール マリーナ・マンダリン・ホテル

2 会議名称

ASEAN-OSHNET 15th Coordinating Board Meeting

（ASEAN 労働安全衛生ネットワーク第 15 回理事会）

3 要点

毎年、幹事国が交代して開催される ASEAN 労働安全衛生ネットワークの第 15 回理事会に参加し、日本の協力状況及び今後の協力の方向について、説明し、議長から日本の協力に謝意が示された。

4 出席者

タン・チュアン・ジン労働大臣（主催者代表）

ASEAN 各国の安全衛生担当部局長、職員

ASEAN 事務局労働担当者

ILO/ROAP 専門家

国際労働監督協会（IALI）会長

シンガポール労働省（MOM）顧問他関係者

EU 安全衛生協会理事

ASEAN 労組連合（ASETUC）UNI-Apro 地域書記長

韓国労働安全衛生公社国際協力センター次長

日本厚生労働省安全衛生部計画課調査官

5 概要

（1）会議は、ASEAN 加盟国のみを対象とした非公開の部と国際機関、アジアの協力国（日本、韓国。中国は 1 日目を欠席）を加えた公開の部よりなっていた。

（2）第 1 日目

ア 9 時に公開の開会式が行われ、シンガポールのタン・チュアン・ジン労働大臣が開会の挨拶を述べた。その要点は次のとおり。

地域経済統合の鍵となるのは、強固な労働安全衛生の枠組みが基盤にあることである。地域の中の事業環境の発展によってもたらされる課題に 대응されるよう ASEAN-OSHNET の役割も展開していく必要がある。ASEAN-OSHNET は、ASEAN

加盟国が強固な労働安全衛生の枠組みを発展させ、維持できるよう支援し、地域の労働安全衛生の発展を先取りし、国際協力を促進するよう、より強い役割を果たす必要がある。

イ 議題 1 から議題 4 は非公開であった。

(ア) 議題 1 (議長退任挨拶、議長及び副議長の選出、事務局終了国からの達成事項の報告及び報告書の提出、事務局の引継)

(イ) 議題 2 (第 15 回理事会の議題の承認)

(ウ) 議題 3 (事務連絡)

(エ) 議題 4 (第 14 回理事会提起事項の報告等)

ウ 議題 5 として、外部協力者からの説明が公開で行われた。

(ア) ILO (イングリット・クリステンセン労働安全衛生上級専門家)

ASEAN-OSHNET と ILO の協力の可能性のある分野、と題したプレゼンテーションが行われた。その中で本年及び来年の協力可能分野として、労働安全衛生体制の強化(能力開発)、労働安全衛生政策及び計画の形成、実行、評価等、安全衛生を他の分野に統合すること、情報・知識の共有、ASEAN 経済共同体に向けてのインシアブが示された。また、職場における化学物質の使用に関する安全衛生についての説明もなされた。

(イ) IALI (ミシェル・パートナー国際労働監督協会会長)

ASEAN 地域における専門的、倫理的、効率的な安全衛生労働監督の達成について、と題したプレゼンテーションが行われた。その中では、IALI と ASEAN-OSHNET の協力の枠組みについての提案、最近実施された協力、IALI の労働監督に係る共通原則等の説明があった。

(ウ) EU-OSHA (クリスタ・セトラトシェク欧州労働安全衛生協会理事)

EU-OSHA の最近の動きと ASEAN-OSHNET との協力可能な分野、と題したプレゼンテーションが行われた。その中では、2014 年～2020 年の戦略計画における優先分野(予想される変化(への対応)、労働安全衛生管理のためのツール、意識の高揚等)が示された。

(エ) 日本厚生労働省(安全衛生部計画課調査官)

日本と ASEAN の協力と題して、これまでの日本の協力と課題、今後の協力の方向について説明を行った。その中では、JICA、ILO を通じた協力はそれぞれの担当者とのコミュニケーションが大事であることを強調し、日本は、法令の整備について協力可能であること、ASEAN 先発国が ASEAN 諸国内で操業している日本企業と協力して後発 4 カ国を対象としたプログラムであれば、労災保険特別会計から予算措置が可能となるかもしれない旨説明した。議長からは、これまで、また現在も日本が数多くの協力を ASEAN 諸国に対して行ってきたことに対して感謝する旨表明されるとともに、コミュニケーションが大事である旨コメントがあ

った。

(エ) KOSHA (リー・ジョン韓国安全衛生公社国際協力センター次長)

KOSHA の実施しているこれまでの各種協力プログラム (ILO との協力プログラム、WHO との協力プログラム、各種言語の広報資料の作成、スタディ・ビジットの受入れ、ベトナムを対象とした KOICA との共同の教育訓練プログラム) について説明がなされるとともに、来年開催する労働衛生に係る国際会議の説明があり、コミュニケーション、対話が大事である旨指摘があった。議長から韓国についても多くのプロジェクトが実施されていることについて謝意の表明があった。

(オ) ASETUC (ASEAN 労組連合、クリスファー・ウン UNI-Apro 地域書記長)

ASETUC の選ばれた産業における労働安全衛生活動及び ASEAN-OSHNETCBM への協力の提案、と題するプレゼンテーションが行われた。その中では、すでに小売業の労働安全衛生ガイドラインが作成されていること、建設業については社会的対話とその機構についての基本調査の報告書ができていること等が説明され、ASEAN-OSHNET との協力可能な分野として、すでに作成されたガイドラインの実行に関する協力や、OSH に係る共同訓練や社会的対話の実施等が提案された。

エ 議題 6 として、ASEAN 各国が取り組んでいる 7 つの課題について、その実施状況の説明が公開下でなされた。その要点は次のとおり。

(ア) 情報 (タイ)

各種の安全衛生に係る取組の実施状況を示す ASEAN スコアカードについて、ASEAN 加盟各国は直接 ASEAN-OSHNET のウェブ上のデータベースに報告すること、ASEAN 加盟国間のギャップを明らかにするため、基準となる労働安全衛生に係るデータをまとめ、分析をする準備をするよう要請があった。

(イ) 訓練 (フィリピン)

リスクの事前評価、管理及び対処に係る 3 日間の指導員訓練プロジェクトについて、実施機関、実施予定時期 (本年の第 4 四半期又は来年の第 1 四半期)、その目的、期待される成果、訓練日程の概要の説明があり、このプロジェクトは JICA 又は ILO に提案する予定との説明があった。

(ウ) 研究 (インドネシア)

第 10 回理事会から今に至るまで ASEAN-OSHNET において研究協力が実施されてこなかったこととその理由の説明 (予算、人材の制限、国毎に関心分野、優先順位が異なること、ASEAN 加盟国の研究施設の欠如) がなされた。ASEAN 加盟国から研究報告書を収集し、ASEAN-OSHNET 年次会報の中で発表することや、地域の基本的データの発展に向け選ばれた労働安全衛生課題の能力基準に関する地域研究の提案がなされた。

(エ) 基準 (マレーシア)

ASEAN-OSHNET により開発された中小企業のための労働安全衛生マネジメントシステ

ガダンスノートのフォローアップの取組として、ガダンスノートのよりよい理解と実行の促進のための訓練の実施、ASEAN 経済統合の準備のための労働安全衛生専門家の共通的な能力基準の開発が提案された。

(オ) 監督 (シンガポール)

ASEAN 加盟国のためのデーセント・ワーク・アジェンダに関するシンガポール・ルウェー第三国研修、マレーシア、タイからの訪問、シンガポールにおいて 2017 年の労働安全衛生世界大会が開催されること、今年の行事についての説明があった。

(カ) 国全体の労働安全衛生の枠組み (ベトナム)

ベトナムの労働安全衛生施策の概要と ASEAN 加盟国の計画の説明があった。

(キ) 中小企業及びインフォーマル経済 (カンボジア)

中小企業における労働安全衛生促進のための ASEAN 加盟国の活動に関する会議の最新の状況の説明があった。

オ 議題 7 として、ASEAN-OSHNET 活動計画 2011-2015 に基づく活動の実施状況報告が公開下でタイ (ASEAN-OSHNET スコアカード) 及びシンガポール (ASEAN の労働安全衛生施策全体の向上) からなされた。

カ 議題 7. 3 (外部協力者のプレゼンテーションに基づく新たな協力分野の可能性についての議論) は非公開であった。

(4) 第 2 日目

ア 議題 7. 3 (外部協力者のプレゼンテーションに基づく新たな協力分野の可能性についての議論) が公開でなされた。

ASEAN 各国参加者から ILO、EU-OSHA に様々な要望が寄せられた。

イ 議題 8 として、ASEAN-OSHNET の元での他のプロジェクトの紹介が公開でなされた。その項目は次のとおり。

(ア) 東南アジア向け GHS レビュー会議 (議題 8.1 マレーシア)

(イ) デーセント・ワーク・アジェンダ (議題 8.2 シンガポール)

(ウ) 第 3 回 ASEAN 労働会議 (バリ) (議題 8.3 インドネシア)

(エ) ILO187 号条約の適用に係る国内労働安全衛生政策の強化に関するワークショップ (議題 8.4 ベトナム)

ウ 議題 9 として、国内、地域、国際の労働安全衛生行事の紹介が ASEAN 各国から公開下でなされた。

エ 議題 10 から議題 12 は非公開であった。

(ア) 議題 10 (第 15 回理事会報告書の検討及び採択)

(イ) 議題 11 (第 16 回理事会の開催日及び場所)

(ウ) 議題 12 (閉会式)

1 日時及び場所

平成 26 年 5 月 7 日（水）及び 8 日（木） サンテック・シティ・コンベンション・センター

2 概要（第 1 日午前中の参加）

（1）開会式（9：00～）

シガポール労働安全衛生評議会リー・ツーン・ヤン議長が開会の挨拶を述べた。

次に、タマン・ジャンムカトラム副首相が歓迎の挨拶を述べた。

シガポールの安全衛生の状況、シガポール労働省の取組を説明した。まあリスクマネジメントの向上と健康管理の重要性を指摘した。また、建設工事における発注者の責任の強化を図った旨述べた。

次に、副首相、労働大臣、政務官、議長他関係者が壇上に並び、開会のセレモニーが実施された。

（2）全体会合

ア 歓迎挨拶

シガポール労働安全衛生会議 2014 年運営委員会ヘン・チャン・ニー議長が歓迎の挨拶を述べた。

イ ILO 基調講演

ILO 本部のガバナンス・三者主義部のモウ・オマロウ課長が労働災害、職業病の発生状況と労働安全衛生における ILO の役割と活動、ILO 条約の批准の状況、ILO187 号条約の批准への取組、労働安全衛生マネジメントシステム、今後の道（ILO の改革等）等を説明した。

ウ 講演 1 労働安全衛生の統合—安全と健康はどこで合流するのか

デービッド・コールト氏が、安全と衛生の合流の重要性について述べた。

次に、ジョルマ・ランタネ理事長（フィンランド労働安全衛生研究所）の司会により、ロレンス・ウォーターマン氏（ロンドン健康安全長）が、安全のように健康に、とのテーマでロンドンオリンピックの準備に係る各種工事における安全衛生の確保の取組について説明し（3人が死亡し、75人が人生を変える災害に被災した。）、ケビン・マクMahon ヤコブズ・エンジニアリング・グループ 副社長が、保護の文化を他者に届けること、とのテーマで、健康を超えて、という考え方、同社の保護の考え方、取組を説明し、チア・キーン・セン シガポール国立大学教授が、安全と健康の統合、全体的な取組と題して、労働と健康の関係（糖尿病による損失、引き起こされる病気等）、全体的な取組の具体的な内容について説明した。その後、質疑応答がなされた。最後にランタネ氏が、さらに安全衛生水準を向上させることが可能である旨述べて午前のセッションを終了した。

(以上)